

令和3年度第3回（令和4年3月18日）図書館運営協議会 会議録（要旨）

1 出席者

運営協議会委員（13名）

【会長】学識経験者：雪嶋会長

【副会長】学識経験者：三浦副会長

【学識経験者】糸賀委員

【公募委員】辻田委員、中村委員、若尾委員

【区内の社会教育委員】石橋委員、中村委員

【障害者団体から推薦を得た者】今井委員

【図書館側委員】図書館職員：中山中央図書館長、平野資料係長、内村利用者サービス係長、鈴木こども図書館長

図書館事務局（4名）

【事務局】図書館職員：管理係：萬谷係長、関口主査、大場主任
資料係：加藤主任

2 場所 中央図書館 4階会議室

3 議事内容

協議事項

- (1) これからの図書館のあり方について
 - ①電子図書館サービス導入の検討について
 - ②区民優先サービスのあり方について
- (2) その他
中央図書館開館50周年記念事業（案）

会長 ただ今から、令和3年度第3回の新宿区立図書館運営協議会を開催いたします。この会議は公開になっております。傍聴されている方もおりますので、皆さん、よろしくお願いいたします。

それから、4人の方から欠席の連絡の連絡を受けています。この会議は過半数が出席すれば成立ということになっておりますので、成立しております。Zoomでは2名の方が参加しておりますが、私からちょっと見えにくいので、反応がありましたら教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは事務局から今日の資料の確認をお願いいたします。

事務局 資料の確認なんですけれども、今回は次第と資料1から7までございます。1から5までが議題の1番の電子書籍の関係の資料、資料6が区民優先の資料、それから資料7として中央図書館の50周年記念事業の案となっております。不足の資料がありましたら、事務局までお申し付けください。資料の確認は以上になります。

会長 ありがとうございます。それでは、次第にはありませんが、始めに館長から報告が1件ありますので、よろしくお願いいたします。

中央図書館長 皆さま、おはようございます。中央図書館長です。ただ今、議会では予算審議の真っ最中ということで、今週の水曜日まで予算審議が行われております。皆さまからいろいろなご要望、ご意見いただいておりました新中央図書館について、議会での質疑の概要について、ご説明をさせていただきます。

区が優先的に取り組む計画として新宿区第二次実行計画というものを定めておりますが、その中に、「新中央図書館等の建設」という事業があります。

この事業概要には、「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館等の建設を目指します。早稲田大学から新中央図書館等と教育研究施設との合築提案があったことから、この提案についての検討を進めていきます、という記載があったのですが、令和4年度から、この「早稲田大学から新中央図書館等と教育研究、研究教育施設との合築等の提案があったことから」という表記の部分を削除したという形になるのですが、これについて、本会議で二つの会派から質問が出ております。

質問の概要としては、新中央図書館をやめてしまうのかとか、どういう経緯なんだというものでした。説明といたしましては、これは早稲田大学の西早稲田のキャンパスにおいて、コズミック通り側に面してる部分の建て替えの計画がありまして、そちらを早稲田大学としても力を注いでいく必要があるため、この早稲田の研究教育施設との合築については、実行計画上の表記は外すと。早稲田大学につきましては具体的な建築計画があるわけなんです、新中央については、まだ具体的に踏み込める状況にないという状況の中で、いつまでもこの文言があるのはおかしいのではないかということで、その表記を削除させていただ

いております。

予算審議の中でも同様の質問がありまして、二つの会派から同様の質問等が出ておりまして、こちらについては主に総合政策部、区のマネジメントを行っております総合政策部長が答弁を主にしております。なぜ、早稲田との連携を削除したのか、その辺の説明をあらためてしているところです。これにつきましては、会長も総合政策部長と直接、意見交換をしております、早稲田大学の意向も踏まえた対応ということになります。実行計画で、新中央図書館の項目が消えてしまったわけではなく、現在、具体的なプログラムとして定めることができない一方で、公共施設マネジメント全体の中で取り組んでいくということになっておりますので、そのような質問が今回の議会でありましたので、本日のところは、議会の概要について、ご説明させていただきました。説明は以上でございます。

会長 冒頭、これは緊急の報告ということでよろしく申し上げます。では、今のことについて、また後で何か議論の中で質問がありましたらお願いしたいと思います。きょうの資料について、議題の2になりますけれども、電子図書館サービス導入の検討状況についてということに入りたいと思います。よろしいでしょうか。では資料係長から申し上げます。

資料係長 おはようございます。私からは、電子図書館サービス導入の検討についてというところで、資料1から5についてご説明させていただきたいと存じます。資料に記載のないところから恐縮でございますが、こちらの電子図書館サービスでございますけれども、私どものイメージでは、令和5年度の導入を目指したいというような状況でございます。令和4年度につきましては、その準備期間としたいと考えてございますので、本日は、そのためにご意見をいただければというところで、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、前回会議でご意見、ご質問をいただきましてありがとうございます。その場でお答えできなかったものもございましたのと、口頭だけでお答えしたのもございました。その辺りにつきまして、あらためて紙でお示しするというものが、この資料1から5でございます。

資料1からご説明させていただきます。1番、電子書籍貸し出しサービスについてでございます、前回のご意見、ご質問にかかる回答などで、①経費、仮といたしますと。資料2のとおりということでございます。前回のときに、経費は大体どのぐらいかかるのかを示さないと議論も難しいというご指摘を頂戴しまして、ざっくりの形ではございますけれども、お示しするのが資料2でございます。

資料2をご覧ください。こちら電子書籍貸し出しサービスの経費で、少し前に取ったものがございます、令和2年の6月時点で、とある業者さんからいただいた見積もりを踏まえたものがございます。見積もりを取るにあたっての前提でございますが、新宿区立図書館で導入する場合の初期費用を大まかにお示しいただきたいというところで、あと業者からは、利用する対象の人数の検討として、区民はどのぐらいかということをお求められておりまし

たので、34万6000幾らという数字を書かせていただきました。中央図書館を含め全11館を対象として、図書館システムとの非連携、紙のシステムと電子システム、電子書籍のほうは別という形で扱ってるものでございます。

購入するタイトル数を2000点で、Aコンテンツ1000点、Bコンテンツ1000点としています。これは分かりにくいというご指摘も頂戴したんですが、Aコンテンツと申しますのがいわゆる一般的な本で、Bコンテンツは専門性の高い本でございます。これについて、見積もりの結果について申し上げます。見積もりとしまして、1番、プラットフォーム関連費用、一つ見る、二つ見るというのは2番のほうで書いているんですが、それを見るための準備態勢を整えるための費用というところでございます。こちらについては、初期導入費が70万円、また月額クラウド利用料がひと月8万円で、それを12カ月かかるとして96万円、合わせて166万円のお金が導入でかかるというところでございます。

2番、コンテンツの電子書籍の費用でございますけれども、Aコンテンツ、一般的なもののほうにつきましては平均2800円程度と、Bコンテンツのほうは4000円程度という見積もりでございます。こちらはそれぞれ280万、400万円で、合わせまして680万円かかるという見積もりでございます。合わせますと166万円と680万円を足して、846万円は初年度にかかる見込みというところでございます。なお、一番下の米印で書かせていただきましたが、電子書籍、電子図書館等にあって、大抵、これだけ買わなければいけないという制約はない前提での見積もりでございます。経費については、このような形で900万円弱のお金がかかることが見込まれるというものでございます。

資料1にお戻りください。②対象利用者でございます。今のところ、基本的な対象利用者として区内在住、在勤、在学の全ての方にご利用いただけるものということを考えてございます。下に今現在の紙書籍の貸出しについて表にしていますが、区内在住、在勤、在学の方はもちろん、都内在住の方も対象としてございます。一方で電子書籍につきましては、対象とするのは区内在住、在勤、在学の方にして、都内在住の方については対象外ということで考えているところでございます。

また、それは基本的な対象なんですけど、重点的な対象として考えてございますのが、前回、委員の皆さまからもご指摘いただきましたが、まずは視覚障害などを持ちの方、音声読み上げを要する方ということで考えてございます。そしてもう一つが非来館型、図書館に来なくても本をお読みいただけると。それを必要とする方を対象として、特に重点的な対象として考えているところでございます。

3番、資料の収集方針でございます。現行の紙の資料の収集方針はどうなっているのかというご質問を前回、頂戴いたしました。こちら資料3をご覧ください。これは新宿区立図書館資料収集要綱と申しまして、現行の資料の収集方針でございます。こちら全て読み上げるとあれなんですけれども、第3条(1)で、対象としましては印刷資料、および視聴覚資料としており、今現在、電子は想定していない形でございますけれども、このような要綱がございまして。第4条で収集資料の範囲とございますけれども、収集する資料の範囲は全分野に

わたり、基礎的、入門的なものから、専門的なものまで幅広く収集するというような言い方をしているところがございます。

また、第10条をご覧いただければと思いますが、全分野にわたり基礎的、入門的なものから専門的なものに至るまで集めるものということがございます。11条には児童図書について書いてございますのと、あと、第12条のほうで地域資料、前回ご意見を頂戴いたしましたが、地域資料についてのざっくりした方針を、こちらのほうでお示ししているところがございます。

(1)の郷土資料につきましては、新宿区を中心に関連性の深い、周辺地域一帯を含めた地域の歴史、風土、芸術、文化、産業などの資料を可能な限り幅広く収集するというものでございます。(2)行政資料につきましては、新宿区が作成または発行に関わる資料を主体に収集すると。他に東京都などの関連の行政資料も、可能な限り幅広く収集するということで定めているものでございます。

資料1のほうにお戻りください。すみません。あちらこちらで恐縮でございます。先行自治体の貸出し実績はどうなっているのかというご質問を頂戴しました。こちらも前回、口頭でお答えした部分でございますけれども、とある例として、1位は趣味実用書関係が55パーセント、2位は絵本で15パーセント、3位が専門書で11パーセント、4位が文学で9.9パーセントというところがございます。*印として、現状、図書館を対象とする電子書籍のコンテンツというのは、紙に比べてかなり限られてるという状況でございます。

今回、委員の皆さまに、ご意見を頂戴できればと思いますが、(2)に書きました二つでございます。①視覚障害者など以外で、特にターゲットとする人を設定するかというところでございます。また、設定するとすれば、どのような設定の仕方がよいかということをご意見としていただければありがたく存じます。例えばですけれども、会社員の方ですとか、乳幼児、中高生、外国人などそのようなジャンルの分け方もあるかと思っておりますけれども、他にもいろいろお気付きのことがあれば、ご意見頂戴できればと思います。

②はどのような収集方針がよいか、特に重きを置くものというのを設定するかというところがございます。例えばですが、児童書で、絵本などに力を入れて集めたらどうかということもあるかもしれませんし、中高生向きの学生参考書に重きを置いたらどうかということもあるかもしれません。また、外国人が多くいらっしゃるということで、洋書に重きを置くということもあるかもしれませんが、その辺りについて、委員の皆さまのご意見を頂戴できればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2番の地域資料の電子化について、ご説明させていただきます。前回、ご意見いただきまして、ご意見、ご質問いただきまして、すみません、お配りできなかったものでございます。現行の地域資料についての収集方針はどうなっているかというご質問を頂戴しました。こちら資料4のほうにございます。資料4をご覧ください。中央図書館地域資料収集事務用の基準要綱でございます。こちらは先ほどの資料3の12条のほうでざっくり書いたものを、より詳しく書いたという構図になってございます。この中の3番、収集基準

というところで、郷土資料、行政資料について説明がございませぬ。一部分に新宿区に関わる記述のある資料で、5分の1程度以上が新宿区についての基準である資料は、なるべく集めていきたいと思いますというように書いているというものでございませぬ。

資料1に戻ります。前回、歴史博物館との分担・連携の状況というご質問を頂戴いたしました。こちら宿題として頂戴したものでございませぬが、資料5をご覧ください。資料5、新宿歴史博物館との分担、連携の状況についてで、ございませぬ。改めまして、各施設についての説明を上の方に書かせていただきました。

歴史博物館につきましては、根拠法として博物館法、条例として新宿区立新宿歴史博物館条例により置かれているものでございませぬ。資料の管理方法として、大きく資料ごとに三つの種類があるというところでございませぬ。

まず資料室資料というものは新宿区立図書館システム、こちらの図書館のシステムと同じシステムで、同じデータとして管理しています。文化財関係につきましては、新宿歴史博物館の独自のデータベースで管理しているところでございませぬ。その他の細かい資料等があるということございませぬけれども、そちらはエクセル管理ということ聞いてございませぬ。一方で、新宿区立図書館でございませぬけれども、こちら根拠法、図書館法で区立図書館条例によりあるものでございませぬけれども。資料の管理方法につきましては、全て新宿区立図書館システムに情報を入れて管理しているというところでございませぬ。

これを踏まえまして、両施設との連携・協力の状況でございませぬけれども、資料収集の分担にかかる取り決めはどうなっているのかというご質問を頂戴しました。これにつきましては、歴史博物館が管理する資料は買うということが少なく、寄贈や寄託や、発掘されたものを集めていくという形になっています。歴博につきましては、計画立ててこれを集めるというのは、なかなか難しいところでもありますので、資料収集の分担にかかる図書館との取り決めというのは、今現在ございませぬ。

2番目、レファレンスサービスなどに関する協力体制でございませぬけれども、図書館に対しまして、例えば窓口で博物学的な知識を要するレファレンスや歴史博物館のみが所蔵する資料に関する問い合わせなどがあつた場合は、司書から歴史博物館にその場で電話して、これについてはどういうふうにご説明すればよろしいかということなどの助言をいただくこともございませぬし、また、類縁機関と申しますか、その関連のより詳しい施設をご案内するというようなこともしているところでございませぬ。

また、歴史博物館の資料は貸出しができませんので、歴博のほうでこの本を借りたいというように相談があつたときには、逆に、資料の貸出しについては図書館が紹介されるケースもございませぬ。必要の都度、互いに協力するようにしています。

3番、新宿区立図書館システムによる連携でございませぬけれども、歴博の所蔵資料につきましては、先ほど申しましたとおり図書館システムを利用しておりますので、WebOPACでも検索が可能です。これによって、外部からでも、歴史博物館所蔵かどうか、貸出しはできないが閲覧はできるものがあるかなどは確認できます。なお、漱石山房も同じ形式となつてお

りますことを申し添えます。以上が連携関係のところでございます。

資料1にお戻りください。地域資料の電子化について、今後の取り組みでございますけれども、今のところ方針といたしましては、現所蔵の資料につきまして、必要性ですとか著作権および経費などを検討しながら、電子化を進めていきたいと考えてございます。また利用者への提供につきましては、先ほどの電子書籍の貸し出しサービスとのページ上の連携を検討していきたいと考えてるところでございます。実施の例としまして、今年度、歴史博物館の所蔵も『大鶴巻町』という昭和の初めに作られた本があるんですけども、それを試行的に電子化したということがございますので、そのような形で、今後進めていければと考えてございます。資料関係のご説明は以上でございます。

あらためて、地域資料の電子化も含めてなんですが、特に電子書籍貸し出しサービスにつきまして、先ほど申し上げた(2)に今回ご意見を伺いたいことというところで、ターゲットにする方々、視覚障害者の方はもちろんなんですけれども、他にどのようなターゲットを設定するかということについて、ご意見を頂戴できればと存じます。また収集、資料の収集方針について、特に重きを置くものが何か、もし、これがあるといいよというお話があれば、ご意見を頂戴できればと思います。どうぞよろしく願いいたします。私からは、以上でございます。

会長 ありがとうございます。まず、この①の電子図書館サービス導入の検討についてというところで、全体について皆さまがたからご質問、ご意見をいただきたいと思います。

その前に、一つだけ私のほうで今、気が付いたのでご指摘しておきたいことがあります。資料5の(2)の各施設の連携・協力なんですけど、レファレンスのことについてですけども、図書館に対し博物学的な知識というのは、博物館学的な知識ではないでしょうか。博物学というと自然史の問題であり、意味が変わってしまいます。

事務局 そのとおりだと思います。

資料係長 失礼いたしました。博物館として必要な、そのような知見がある知識ということで、大変失礼いたしました。

会長 よろしくお願ひします。それでは今、前回に皆さまがたからいただいた質問に対する答えも含めて説明がありましたけれども。それから(2)として皆さま方からご意見いただきたいということもありましたので、これについてご質問、ご意見をいただきたいと思ひます。どなたからでも結構です。

委員 はい。

会長 委員、お願いします。

委員 どういう人が利用するかということを考える前に、いくつか、基本的なことを確認したいです。まず先ほど資料2で説明のあった書籍、電子書籍貸出しサービスの概要なんですが、この見積もりの前提として、いわゆる買い切り型なのか、それともライセンス型なのか。例えばよくあるのは、一定期間、この費用で利用することができる。逆にいえば、その期間が過ぎたときに図書館の財産になるのかどうか。電子書籍の大きな問題は、紙の本であれば、いったん買えば、その自治体の資産になり、恒久的に使えるんですけども、電子書籍は、ベンダーが供給するのをやめた途端に利用できなくなるというのがあるわけですよ。つまり、新宿区の資産になるのかならないのか。

それから、ライセンス型と買い切り型があって、多いのは2年間で52回利用できる。もちろん同時アクセス、複数の利用者が同じコンテンツにアクセスすることはできないで、1人の人しか利用できず、それが2年間、52回で終わってしまう。それを過ぎると今度は、さらに追加でお金がかかるというタイプのものもあるわけです。

資料のAコンテンツとBコンテンツで、買い切り型なのかライセンス型なのかという説明なしで、この金額だけ出されても、これが高いか安いかは評価できません。まず、買い切り型なのかライセンス型なのか。民間の事業者がサービスの提供をやめた途端に使用できなくなるというのがあるわけです。これで大学図書館なんかは、電子ジャーナルの問題でかなり苦労したんです。そこの説明をしていただきたい。

それからもう1点は、単純に価格だけ出てますが、これは、例えば初期導入費70万と書いてあるところを見ると、消費税が入ってないと思いますよ。この価格に消費税がさらに10パーセント加算されるのではないんですか。だから、初年度合計額は846万円に税金で多分、930万ぐらいにならないのか、その確認。もう一つは、この電子書籍貸出しサービスのサービス対象者について、初めから視覚障害者と以外のということでした。当然、視覚障害者のことを主たる対象とするのはいいと思うんですけども、視覚障害者の方は今でも新宿区立戸山図書館だとか、それから、いわゆるサピエ図書館のコンテンツは使えるはずですよ。電子書籍は、もちろん視覚障害者の方も使える、けども視覚障害者以外の方も使えるわけですよ。

ここでコンテンツを考えると、視覚障害者にとって利用できる幅が全体としてどれだけあるのかということです。視覚障害者が利用する場合には著作権法上、ちゃんと別扱いになって、もっといろんなコンテンツが使えるし、サピエ図書館を使うと今でも50万点ぐらいの資料が使えるはずなんです。今回、ここで電子書籍が2000点増えたところで、これが全体にとってどういう影響を及ぼすのかということが、ちょっと分らないです。現状で、新宿区の視覚障害の方々が使えるコンテンツが、そもそもどれぐらいあるのかという視点を確認しておかないと。もちろん視覚障害者の方々のためにこの電子書籍を導入する、それはもちろんいいと思うんですけども、別に手段はこれだけには限りませんよというこ

となんです。それはそれで考えていかないと、視覚障害者の方々へのサービス全体への配慮ということにはならないように思います。

以上3点です。これが買い切り型なのかライセンス型なのか。費用に消費税が含まれてるのか含まれていないのか。それから視覚障害者の方々が見えるコンテンツというのは、新宿区で現状、新宿区以外のところにあるものも、サピエ図書館を通じて全国のものが使えるようなシステムが整備されて来てるわけなので、その点がどうなってるかを初めにお尋ねしておきたいと思います。

会長 ありがとうございます。3点の質問ですけどいかがでしょうか。

資料係長 ご質問ありがとうございます。1点目、基本的なことで失礼しました。買い切りかライセンス型かにつきましては、記載漏れで申し訳ございません。ライセンス型でございます。買い切りではございません。回数や期間で限定されるものでございます。次のご質問の、価格の、税込みか税別かというところは、税別でございます。申し訳ございませんでした。3点目の視覚障害者の方に関しまして、現在、戸山図書館やその他の視覚障害者サービス、ご指摘のとおりでございます。前回は、ざっくりご説明させていただいたところがございます。それにつきまして、今現在、数値的なものでどのぐらいかというのは、すみません、ちょっとお調べしないとご説明ができませんので、また次回にでもお示しできればと考えてございます。

会長 事務局から補足があるようです。

事務局 委員がおっしゃったように、視覚障害者の方々にはサピエ図書館の利用ができます。それから国会図書館、都立図書館、それらの資料を全部使える登録になっております。

委員 ありがとうございます。そうすると最初の点で、この見積もりは今、ライセンス型だといわれましたよね。そうすると、私のように日頃、新宿区の図書館を使ってない立場の人間がとやかくいうんじゃないかと、これは新宿の区民の方、協議会の委員の方の中でも、そういう方々が判断すればいいことなんです。電子書籍のコンテンツはライセンス型だと、例えば4、5年やってみてあまり利用が伸びなかった、だからやめちゃいますとサービスをやめちゃうと、このコンテンツは全部使えなくなります。普通の本だと買えば、それはその後、将来にわたって新宿区で使えます、新宿区の資産になりますが、電子書籍は契約をやめた途端に全部使えなくなるってというような性格のものだということ、よく承知された上で考えたほうがいい。

それから単純に消費税が入りますので、この初年度合計額は、このままでいくと多分、税込み930万円ぐらい、1000万近くかかるものだという事です。他にも質問される方がい

と思うからもうやめますが、電子書籍貸出しサービスというのは、私は、これは手段だと思えます。手段というのはまず目的があって、図書館としてどういうコンテンツを提供したいのか、あるいは、どういう人たちにどういう使い方をしてもらいたいのかという目的があって、その目的を達成するためにこの電子書籍貸出しサービスという手段が適合してればその手段を使えばいいんです。それ以外の手段の選択肢があって、コストがもっと安く済んだら、当然、他の選択肢を考えてもいいはずですよ。

でも、なぜかこの手段の話が先行していて、これは今、全国の自治体が確かにコロナ禍で、この電子書籍を導入しようというところが増えてるんです。まさか新宿区が付和雷同型というか、他の区がやってるから、他の自治体もやってるからという単純な発想ではないと思えますよ。でも、手段は決まっちゃっていて、それからなんかあたかも目的を考える、どういう人に使ってもらおうのかとか、どういう収集方針がよいかとかっていうのは、私はなんだか順番が逆じゃないかなと。

こういうサービスを区民に対してしたい、そのための手段としていろんなやり方がある、紙の本もあれば、外部の機関を、さっきのサピエ図書館のようなものをうまく活用するというやり方もあれば、民間を導入するというやり方もある。買い切り型でいくのか、それともライセンスだけ、ある一時期ライセンスを取得するのかっていう手段がいろいろあるんだと思うんです。その目的を達成するためにはどういう手段を取っていけばいいか、費用との関係で、これは新宿区民の方々が選択をしていけばいいだろうと。私は一応、外部の専門家として、こういう問題がありますよということの指摘だけさせていただきます。

電子書籍、確かに全国いろんなところで今、導入するようになりましてけども、私は一番忘れちゃいけないと思うのは、電子書籍というものが持つ特性だと思います。特性、特徴。それは、きょうの説明でほとんど出てきてないんですが、例えば延滞、督促という問題が解消できるんです。普通の借りる本ですと、2週間の期間に返さない人がたくさんいる。それを督促するために、職員の方がものすごい労力を払うと。ところが、電子書籍はそれはほとんどないんです。2週間たったら自動的に本にアクセスできなくなるわけなんで、延滞、督促の心配はなくなる。

もう1点は、これも既に先行してやっている自治体でいわれていることですが、紙の本だと書き込みだとか切り取りというような資料の汚破損の問題があるんですが、電子書籍は、切り取りだとか書き込みだとかの問題は発生しないわけです。だから電子書籍、図書館の電子書籍貸出しサービスで一番向いてる資料は、実は資格を取るための問題集だとか、あるいは囲碁、将棋の詰め将棋の作品集、ああいうのは大体、書き込みされやすいのですが、電子書籍はそういう書き込みをされる心配がない。それから延滞、督促の手間が省ける、そういう資料であれば、私はものすごく電子書籍は向いてると思えます。だから、会社員に向けてとか、子どもさんというよりは、私は、そういう電子書籍の特性に合わせたコンテンツを入れていくのであれば、これは多くのかたがたが納得できるんじゃないかというふうに考えています。そこの辺りも既に先行研究や、最近も学会の発表でありました。

後でちょっと時間があれば、一般的な電子書籍の公共図書館での考え方というのを紹介させていただきたいと思いますが。以上、いくつか確認した上で、あとは区民の皆さんで議論して、新宿区にどういう電子書籍サービスがふさわしいのかを、考えていけばよろしいんじゃないかと思います。以上です。

会長 ご意見ありがとうございます。それでは今、いただいたご意見を含めて、この電子図書館サービスというものを、皆さま方がどのようにお考えになるのか。あるいは、どのような利用目的というふうに考えるのかというところですか。ご意見いただければと思いますけれども。では、区民の方から主に聞いていただきたいと思います。

委員 今のお話のとおりかなと思います。電子書籍の特性に合わせたコンテンツを選ぶという視点は、すごく大事だと思いました。基本的には視聴覚障害者の方もそうですけれど、あと図書館になかなか来館できない、来館しにくい事情のある人などもターゲットとして意識するとすれば。前回も申し上げたかもしれないですけど、例えば子育て中の世代というんでしょうか。お子さんがいらっしやったり、場合によっては共働きをされていたりして、なかなか図書館に行けないというような人に、どういうコンテンツがいいのか、もしそういう絞り込みで選定できるんだったらいいかなと。

成功自治体の実績を見ても、趣味実用書が一番に来て、文学が意外に低いっていう辺りも、そういう忙しくて図書館に来れない人、来にくい人が欲しがってるのは趣味実用書の類いかなのか、こっちのほうがメインなのかなと。あと子ども向けの絵本とか。文学は思ったより低いのはなるほどなと思ったんですが。今おっしゃられたような特性に合う、電子書籍の特性にあったコンテンツ選びと、図書館になかなか足を運べない人向けに、どういうものがあるんだろうという2点から考えていけばいいのかなというふうに思いました。

会長 ありがとうございます。では、隣の方、お願いいたします。

委員 私はこの資料を事前に読んで、このターゲットについて考えてきたんですけども。私が考えてきたターゲットは、小学校の高学年から中学生にかけて、学校の図書室と連携し、1回は電子図書を借りてみてはどうでしょうということを考えています。それはどうしてかというと、どの子でも多分、今、スマホは持っているわけですし、スマホでいろんなことをやることはできると思うんです。でも実際、社会に出ると、スマホじゃなくてパソコンを扱うことになるとか、あと外でタブレットを多く使って仕事をするようになるんですが。親がそういう環境を持っていけば、自然に子どもも触れると思うんですけども、そうじゃないと親もスマホだけ、そうすると子どももスマホだけで、社会に出たときに急に困っちゃうということがあるのではないかというのを、実際、経験したことがあるので。

子どもに多くの機会を与えるという意味で、子ども向きの、中高校生向きの小説のような

ものを使って、小学校の高学年から中学校にかけてっていうところも、対象の一つにされたらいいのではないかなと考えてまいりました。

会長 ありがとうございます。では、隣の方、お願いします。

委員 私は前回のときに、電子書籍というものがすごく自分にとって身近でなかったのも、こういう公共図書館での電子書籍の貸出しということについて、イメージがちょっと湧かないと申しあげました。その後にはほかの委員さんから、ほとんど自分は電子書籍で見えますというお話があって。だから、すごく頻繁にそういうものに触れている方と、私は本当に図書館に来て、自分で紙の本を眺めたりするのがすごく好きで、そういったことから電子書籍を導入するという考え、こういうことで入れたいということを知りたいなと思ってたんです。それがまさにこの資料の今回、ご意見を伺いたいことというところの①②でして、逆に、こういうことをしたいんだという図書館側、サービス側の人はこういうことをイメージして、こういうことをやっていきたいというのを聞きたいなと思って今日はまいりました。

あとは経費も、結局、単価としてすごく 1 冊当たり、それなりに金額もかかるようなので、それをどんなふうに税金の中で、より有用に図書館が発展していくとか、こういうことを導入して、それを逆にちょっとこういう方針でとか、こういうことから話が始まりますってことをちょっとお尋ねしたいなと、逆に思いました。

会長 ありがとうございます。それでは Zoom で参加されてらっしゃる方、いかがでしょうか。

委員 会場のほうの音声あまり拾われないということもありまして、重複する部分もあるかもしれないんですけども。まず、対象の中に視覚障害者を入れていただきましてありがとうございます。ただ、実は視覚障害者の方々というのは、新宿区民、約 35 万弱の区民の中で 830 人ぐらいしかいないんです。その方々が、じゃあ、電子書籍をうまく活用できるかという、ご本人が持っていらっしゃるタブレットの問題だったり、そういう機能的な部分もありますので、実際に活用できる人が何人いらっしゃるのかというのは分からないところなんです。

ターゲットとしては、先ほどもいわれてましたけども、視覚障害者にとっては、手段として読書をする機会が増えるというところで、活用いただくというところでは非常に素晴らしい機能、書籍だと思っていますけども。重点的にというような文言になりますと、その対象として適切なのかどうかというのは、ちょっと私のほうには疑問が残ってしまうかなというところがございます。

先ほど来から、会場の委員の皆さんからも出ていたかと思うんですけども。電子書籍のタ

ターゲットとして考えられるのは、今、GIGA スクール構想などで小中学生に配布されているタブレットなどで読めるようにしていくことで、小中学生が活字に触れる機会が増えることであったり、そういったターゲット層を適切に定めて、提供できるような仕組みとこのを作っていく必要があるのではないかというふうに感じております。先ほど電子書籍というのは適してる書籍と適してない書籍があるというようなお話もありましたけども、適してる書籍をいかに区民の皆さまに届けていくことができるかということを考えながら、導入を検討されるということが必要なのではないかというふうに、お話を聞いて感じてました。以上でございます。

会長 ありがとうございます。視覚障害者の方へというものを重点にするというのは、少し疑問であるというところもありますので、これ図書館で考えていただければと思います。先ほど貸出しの割合の中で文学が少ないとお話がありましたが、これは文学のコンテンツが少ないんですよね、新しいものになればなるほどなんですよ。文学は日本の電子書籍の中ではあまり出版社側としてやりたくないというところがあるので、ニーズが少ないようにみえます。あと、図書館側の考え方について質問がありましたけれども、これは図書館としてはどのように考えているのかというのあるんでしょうか。

資料係長 皆さま、ご意見、ご質問などありがとうございます。委員からのお話で、図書館側の考えをということにつきましては、特にターゲットにする人というところで、取りあえず図書館のほうとしましては、今現在のところでは上のほうに書かせていただいております。広く多くの方が使えるものという前提ですけれども、読書バリアフリーの拡充というところと、非来館型サービスを充実させたいというところの2点で考えているところでございます。その先で例えば、特に子どもの方を中心にですとか、そういうところまではまだ詰めてはいないところでございます。

会長 社会教育委員の方、いかがでしょうか。社会教育の立場としては、どのようなお考えがありますでしょうか。

委員 目のハンディキャップがある方のほうは、新宿区には点字図書館もございますし、今までのお話のとおりだと思います。その次の非来館型という場合は車いすですとか、ご自分でこちらまでいらっしゃることが難しい方というのが対象になるんだと思うんですけども。そこら辺はなかなか区別するのが難しいんだなと考えていました。そちらの方を考えなくてはならないなと思っています。

それで、その場合は私たち、電子図書貸出しに疎い者にとっては、先ほど委員がおっしゃったように、重複の貸出しができないということが疑問に思います。重複貸出しができるということが利点なんじゃないかなと思いますよね。電子でしたら重複もできるんじゃない

かと思うんです。重複貸出しができるのであれば、ハンディキャップのある方を優先できるんだけど、できないとなると、優先が付けにくいなと思っています。ちょっと分かりにくい説明ですみません。

もう一つ、お願いしたいことがあります。A コンテンツも B コンテンツもそれなりに金額が張るという感覚があります。税金が大切なので、予算というのは私たちがチェックするにあたってとても大切な資料なんですけども。この予算と、それはどういった内容なのかっていう見積もりがとても中途半端だと思います。この予算は買い取りだと幾らなのか、ライセンスだと幾らなのか。先ほどおっしゃってた 2 年間で重複ができないから幾らなのかとか、この会社がなくなったら使えなくなってしまうから幾らなのかとか。じゃあ、買い取りの場合は、その場合、サーバーというんですか、何かこちらが、新宿区がキープするための何か別のパソコンが必要なのか、それには幾らかかるのかというような見積もりをきちんと分かりやすく、A 案、B 案ではなくて一覧表のようなものがあると、私たち素人にとってはとても分かりやすいと思います。

それを拝見しながら金額と、実際に私たちが思いをかける、利用する意見、ターゲットとか、どんな収集方法がいいのかっていうのを、バランスを取りながら考えていったほうが分かりやすいので。議論して、費用的なことがもうちょっと分かりやすい表で拝見できる可能性も含めて、それからお話、考えたいなと思います。

委員 社会教育委員の中では、このお話は共有してませんので、私の思いというか、そんなことでお聞きいただきたいと思います。費用対効果というものも、私は考える必要があるのかなと思っておりました。この電子書籍につきましては、私も本当に知らないというか、無知で勉強不足で申し訳なくて、今、皆さんのお話をいろいろ聞いた中で、そういうものなのかと分かりましたけれども。実は地域の学校で子どもたちが、小学校なんですけど、歴史体験をする前に地域の歴史を知りたいといろいろな形で調べたけれども、なかなか思うように調べられなかったということで、コミュニティーティーチャーを要請されまして、学校に伺ってお話をしてきました。そのときに、こういうときに子どもたち、今、GIGA スクールで、このコロナ禍によって GIGA スクールが始まるってどうなんだろう、効果的にできるだろうかって、すごく私、心配になったんですが。

実際はこのコロナによって、どこの学校も、とても有効的にタブレットを使って学習をしているんです。そういうことも考えますと、この電子書籍でその地域の歴史等を学べたらいいかなと思ったんですが。お話を伺って、重複、同じ方、同じ時間に何回も同じ人がアクセスできないとか、1 人がアクセスしていれば他の方はできないとか、それから年数にも 2 年というような制約があるというお話を聞きますと、それもちょうど無理かなというふうに思いました。個別に調べるときにはいいんですが、学校で授業の中でやるというようなときには、これは使えないのかなと思ったりもしておりましたので、私は小中高のお子さんたちが、特に小学生のお子さんたちは図書館に来場する、来館する方は多いんですけども、中

高生になりますと本当に来館者が少なくなりますので、そういう方を対象でもいいのかなと思っております。

それですので、この導入にあたっては、特性というか、そういったものを本当によく考えて、何をどんなものを導入するかということを検討していく必要があるのかなと、そんなことと思いました。

会長 ありがとうございます。今、重複の貸出しの話があって、私のほうから今、お答えしたいんですけども。ここに出ている金額は多分、同時アクセス1の金額なんです。同時アクセス1ってというのは、誰かが借りてたらその人が借りてる期間は他の人は借りられないってことです。同時アクセス2にすれば2人が借りられる。ただ、これは金額にそのまま反映します。ですから、同時アクセスを例えば、このコンテンツについては、例えば子どもたちがたくさん使うのでいくつかに増やすとかっていうそういう調整はできるはずなんです。今、ここに出ている金額だけでこれを考えると、なかなか分かりにくくなりますので、同時アクセスをどうするのかは次の問題として考えたほうが良いと思います。電子的にはできますので、お金の問題だけです。ただ2年に、明日で終わりとかじゃなくて、2年に何回かっていう、五十何回っていうのは、ここにきているコンテンツ全部の話ではないですよ。

資料係長 すみません、資料係から補足の説明をいたします。

事務局 今回、上げさせていただいた見積もりが令和2年度6月ということで、最近のものでなくて本当に申し訳ございません。これからいろんな条件を付けて見積もりを取っていくところなんですけども。あくまでも、この程度のものを買ったらということで、買い切りのものも少しはあるかもしれないし、2年52回っていうものをメインで見積もりを取っています。具体的に、この本というふうに入れて書いてないので、本当に分かりづらいと思うんですが、価格も会社や本によって値段が違うので、このぐらいの本をこれくらい買うという見積もりなんです。申し訳ございません。

会長 分かりました。じゃあ、2年で52回という限定になっているところが結構ある。

事務局 ほぼ、そういうところばかりと。

会長 分かりました。ただ、そういう契約しかできないっていうわけではないですね。

事務局 全然違います。もっと具体的に本の中身を決めていって、その契約会社と契約している限りはずっと使えるというものもあります。ただ、その会社をやめてしまったら、いくらライセンス型であろうと、こちらで買い取ったといっても使えなくなってしまうので、そ

のことだけは、電子書籍というのはそういうものだということを知っておいていただきたいなと思います。これで答えになってますでしょうか。

会長 あとは地域資料の話ですけど、これは次の 2 のところで地域資料の電子化があるので、ここでまた話が出るんですけど。実は先ほどちょっと館長とも話をしたときに、地域資料は新宿区のものであるので、誰でもアクセスできるようにするという、そういう考え方もあるということなので、これは地域資料の問題と、業者が提供しているものと、分けて考えたほうがいいと思いますので。委員。

委員 今、買い取っても会社がつぶれたら見れなくなると。こちらが持っているの、その提供した会社がつぶれたら見れなくなるといものが電子図書っておっしゃったんですけど、その理解でよろしいですか。どこも全部そうだっていう理解でよろしいですか。

事務局 そういう理解で良いです。大変分かりづらくてすみません。こっちが例えば A 社と契約していて、A 社がなくなっちゃったらもちろん駄目ですし、新宿区と契約をやめて B 社に変えたら、A 社のものは見れないっていうのが電子書籍です。

委員 それが電子書籍なんですね。

事務局 で、合ってますね、先生がた。私、そのように勉強してまいりましたが。

会長 A 社、B 社というような問題じゃなくて、提供するほうの会社がつぶれたらという、さっきの質問ですよね。

委員 はい。

会長 契約をどうするかじゃなくて、つぶれちゃったらどうするかという。

事務局 つぶれちゃったら見れないと思います。そこは・・・。

会長 その場合に、何かペナルティーが課されますよね。

事務局 ペナルティー、そこまでちょっとすみません。調べ切っていないくて、申し訳ありません。

委員 個人的に本を買うときは、もうこっちのものになっちゃいますよね。だけど、図書館

で買うときは、そうはならないってことですね。

会長 それちょっと契約上の問題で、どうなるかは契約だと思いますので。今ここでは・・・。

委員 見積もり、でも、見積もりをきちんと、もうちょっとちゃんと分かりやすく書いていただかないと、話のベースにならないし、毎回、毎回、そこで質疑応答してたら、結果、話が進まないの、いくら、まだ話をしていないにしても、できるできないかぐらいの表ぐらいは作っていただかないと、話の基本にならないです。みんな分かんない、分かんないっていつてるわけだから、そのたびに質問して答えて、質問して答えて、今はこうだけど、電子図書の世界、もっと先にいくと変わりますなんていわれちゃったらお手上げですからね。基本となるものは書いていただかないと。でないと、こういう見積もりが出てどうですか、何がいいですかっていわれたら、先に電子図書導入ありきで、一番安くて、私たちがOKっていいそうなものをパン！と出してきたっていうふうに捉えてしまいますので、一番いいものを、一番最初のスタートの段階で基礎を固めましょうっていうタイプだと思うんです。そのとき、データをもうちょっといただかないと話にならないと思います。すみません。悪く言いました。

会長 ありがとうございます。貴重なご意見だと思います。委員、どうぞ。

委員 先ほどオンラインで出席されてる委員の方がおっしゃるように、申し訳ない、そちらの会場のやりとりはいまひとつ、正確に私のほうで聞き取れていない可能性があるんで、ひょっとすると重複したり、誤解してる部分があるかもしれませんが、それはちょっとお許しください。今の買い取りかライセンスかどうかで、だから、電子書籍というのは、一番、実は向いてる資料は利用が短期間に集中するものなんです。

3年たち、4年たったら、もうほとんど利用されないという一時的なベストセラーとか、ある短期間に集中してニーズが高まるようなものなんです。そういうものが、実は紙の本であっても図書館としては困ってるんです。ある一時期にリクエストが殺到する。でも3年たち、4年、5年ぐらいたったときには、もうほとんど手を出さないというようなものが、紙の本でも実は全国の図書館、困ってるんです。そういう本が、実は、私は電子書籍に向いてると思うんですが、残念ながらそういうコンテンツは逆に電子書籍化されてないんです。その短期間に出版社や書店が、その短期間にむしろ売ってしまおうとするからなんです。従って、この電子書籍で向いてるのは、多くの方がいつてるし、最近も会長はお出にならなかったか、日本図書館研究会の学会発表という場でも、この電子書籍の問題がありまして。そこで、全国の公共図書館でどういう選書方針で、この電子書籍を入れてるかについての集計結果が出てるわけです。それを私も聞いていて、なるほどなと思うんですけど。

その一部をちょっと紹介しますけれども。視覚障害者、先ほども出てた視覚障害者や高

年齢者の読書を支援するためには、文字の拡大、大きくすること、文字の拡大や読み上げ機能が付いている資料、これは向いてるでしょう。それから情報の変化が著しい、例えば通信、法律、そういった分野はすぐに法律が変わったり、技術が改善されたり、あるいはコンピューターのソフトウェア、こんなもの2年ぐらいでどんどん変わってってしまう、もう使いものにならない。こういった資料は期間限定のコンテンツの資料を入れていったほうがいい。これは本当に数年たったら役に立たないんです。それから文学書や歴史書、趣味に関する資料は、買い切り型のコンテンツでの購入を基本とする。児童書、先ほどから子どもさんの本、学校の本の話が出てますが、児童書で普通の紙の本では収集しない、紙の本では収集しない学習参考書や各種問題集、これは電子書籍においては書き込みの恐れがないので、図書館に入れてると。

一般的には、こういうふうな考え方でいって、それを誰がどういう使い方をするかは、その後図書館でチェックしていけばいいと思います。だから、会社員の方だとか、普段、図書館を使わない人がこれで使うようになるかもしれません。その一方で、今まで図書館を使ってる方が、電子と紙とで使い分けをする可能性もあります。これは図書館に行って紙の本で借りて読む。でも、これは電子で借りて、例えば通勤の行き帰りで読んだり、ちょっとした空き時間に調べる。例えば料理のレシピ本みたいなものは、今、いろんなウェブサイトもありますけども、そういった本は通読、つまり最初のページから最後のページまで読まないんだから、こういうのは私、電子書籍に向いてるだろうと思うんです。そういう、どういう使い方をするかは、むしろ私は結果だと思うんです。

こういうふうな手段を用意したら、どういう使い方を利用者の方がするかは、図書館としては、後でちゃんとフォローしていけばいいんであって、初めから、この資料はこういう人がこういう使い方をするというふうには、恐らく決められないだろうと思います。もう一つ、先ほど来、学校図書館の話が出てて、確かにGIGAスクール構想進んでますよね。私の個人的な意見ですけども、学校でのGIGAスクールでタブレット使う、これは全然、公共図書館の電子書籍と契約の仕方が違いますから、当然、生徒の人数分のコンテンツが複数で届けるような契約になってます、これは。でも、公共図書館に入れるものは、先ほどから出てるように1人1アクセスなんです。1人しか使えない。だからこれ同時に2人アクセス、いわゆる紙の本という複本の考え方です。2冊、3冊入れていくと当然費用がかさみます。公共図書館は別に、私はそこまでやる必要はないでしょう。

学校は学校で、GIGAスクール構想の中で、生徒さんの人数分にコンテンツが届くようにしていけばいいんだと思います。子どもさんには、だからこそ私は紙の本を読んでもらいたいです、私はどちらかというと。ちゃんと紙の本を通読して、自分で思考力を養うには、それは紙の本が向いてるっていうのは、多くの諸外国の研究成果で出てますよ。新聞を丹念に読み、紙の本を繰り返し読むことによって、洞察力だとか思考力、特に論理的な思考力は深まっていくんです。いろんな事実を断片として知っていく、こんなこともあったんだ、こん法の法則もあるんだ、こんな事実があるんだという断片的な知識を瞬時にたどっていくんだ

ったら、それはタブレットや画面で、動画で見たほうが理解が深まるのは確かです。でも、紙の本は、よくいうんですが、文字をずっと、1本の線上に並んだ文字を読んで、頭の中でそれを構築して思考していくんであって、思考の仕方としては、タブレットの画面を一度に見てるのと、文字列を見て物事を考えるのでは、思考の仕方としては全く別のものです。

これは子どもたちの思考力を養う上では、タブレットはどうぞお使いください、その一方で紙の本を読むという習慣こそ、図書館では身に付けてもらいたいというふうに考えます。そういう意味で使い分けをしていく、紙の本と電子との使い分けをしていって、電子の書籍に関しては、その特性を生かしたような導入の仕方を、ぜひ、お考えいただきたいというふうに思います。先ほど非来館型で、確かに図書館に来なくても見られるようになる。これで、これまで図書館を使わなかったような人たちが図書館を使っただけなのであれば、これは大いに積極的に導入を考えていくべきでしょう。

それが新宿区の図書館、あるいは新宿区の方々が、今まで図書館を使ってきた方々が多様な使い方をしてもらいたいのか、それとも今まで図書館に足を運ばなかった人たちに、これで図書館に来てもらうようにしてほしいのか、それは、やり方としては全然変わってくる可能性がありますので、どちらを優先して考えたいのかは、ぜひ、新宿区民の皆さんがご検討していただいた上で、じゃあ、どういう方法でいくのか。それが大事なことは入れた後、実際にどういう使い方をされているのかは、何らかの形で追跡していくっていうのかな、フォローで確認をしていって、その都度、軌道修正をしていけばいいんだと思います。以上です。

会長 ご意見ありがとうございます。どのようなコンテンツが向いてるかということでありましたけど。

委員 私が見積もりをもうちょっとというお願いをしたときに、とても複雑だというふうに、難しいとおっしゃったので、今のお話だと、向くものとしては通信、法律、PC、趣味実用書と、あと生徒の書き込みがあるような参考書ですね。そちら辺のが、くるくる変わって、2年ぐらいでもOKということと。あと文学は買い取りだという基本というのが指針で、お話があったとき、そこら辺を目安に見積もりを取っていただいた表を今度、拝見できたらいいなと思ったんですが、いかがでしょうか。皆さん、先生たち。

会長 今の段階で、そういう見積もりが取れるかどうかということなんですけども。ここできているコンテンツの問題というのは、非常に大ざっぱなものなんです。細かいことまで何か、新宿区の聞く側で何かこういうものを出してほしいといったものではないということなので、取りあえずのところということなんです、これは。ですから、費用についてはだいたい2000冊で、このぐらいの費用になりますよという目安という、そういう金額しか出てないというふうにお考えください。今度、令和4年度の中でそういう議論を、この協議会の中でしていくということが必要なのではないかなと思います。今の段階ですぐに見積もり

といっても、なかなかこれは難しいんだと思います。今後、議論を深めた中でだんだん、こういう見積もりというふうになっていくのではないかと、私は思います。

中央図書館長 先ほど職員からも説明したこの見積もりは、このコロナ禍での間で、そういうコロナで外に出られない子どもたち等に図書コンテンツ、電子コンテンツで見ていただく場合に幾らぐらいかかるだろうかということで取った見積もりなので、非常にざっくりしたものになっています。実際、イメージが湧きやすいものとしましては、初期導入費用、電子図書館、別に建物を建てるわけではないんですが、ライセンスを結んで電子書籍の貸し出し機能を設ける場合に、初期費用がかかると。それ以外、コンテンツなんですが、ざっくりとしたイメージとして分かりやすいのは、紙書籍の1.5倍から3倍程度かかっている。その1.5倍から3倍程度というのは、2年または52回、早く到達したほうというのになります。

コンテンツに関しては、そういう制限が通常付いてきてしまいますので、それが1ライセンスだと。なので、30人に同時にアクセスしてもらおうと思うと、3倍の価額にさらに30倍の費用がかかるという形ですので、これ見積もりといたしましても、なかなか想定をきちんとなししないと、見積もりを取るのが難しいので。逆にいうと紙の費用より1.5倍から3倍はかかって、しかも、それは1人に貸し出して、しかも2年、または52回しか駄目と。契約の形態としては、この貸し出し制限の他に、買い取りといっても実際に著作権、著作権物が、新宿区の蔵書になるわけではないので、それは買い取り型ですとか、その都度、課金みたいなものもあるようですので、そういった形で、なかなか見積もりの比較をしたいという部分では難しいというのを、ぜひ、ご理解をいただければと思います。

委員 ありがとうございます。

中央図書館長 ただ、このぐらいかかるんですよという、ざっくりした見積もりはお示ししたんですが、費用対効果というのは非常に重大な部分ですので、費用対効果で考える部分、それと読書バリアフリーの観点で費用対効果だけでは計れない、利用者は少ないけども、公共図書館としては提供していきたいコンテンツもありますので、そこの両にらみで考えていくことが必要かなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員 たびたび申し訳ない、失礼します。今、見積もりだとか費用の話が出てましたね。では一点、質問なんですけども、これは新宿の図書館側に、電子書籍を導入した場合には初年度1000万ぐらいかかるんですが、これは紙の本の資料費に影響しない性格ですよ。つまり、これを入れたから紙の本の資料予算がその分減るということではないということの確認が一点。それからもう一つは、先ほど来、学校の生徒さんのGIGAスクール構想の話出てますよね。私、GIGAスクール対応という意味では、今回、話題になっている電子書籍、ある

いは電子図書館サービスよりも、新宿区が持っている、先ほどの地域資料の電子化のほうが地域学習、あるいは総合学習の時間で使えると思います。

ですから、先ほどの資料1の説明の2、地域資料の電子化のところで、一番最後の方針で、今後、所蔵資料について、これは歴史博物館の資料も含むんだと思いますが、これら、この電子化ってなってますが、これのデジタル化、アーカイブ化、これを子どもたちが、先ほどの博物館学資料もそうですけども、そういうものを子どもたちがアクセスする上では、これは新宿区が、要するに著作権持っていたり、郷土資料、古い郷土資料なんて、もともと著作権が切れてるんだから、これが同時アクセスができるわけですよ。一つのクラスで子どもさんが30人いれば、30人がみんな同じコンテンツにアクセスできる。これがGIGAスクール構想を進めてる話であって、こちらはこちらで、地域資料についてデジタル化、アーカイブ化。

だから、先ほどなんか、例えば美術作品だとか彫刻だとか、あるいは「書」、書いてるものですね、「書」、こういったものをちゃんとデジタル化、アーカイブ化して、紙のテキストで読むのではなくて、これは映像で授業の最中、あるいは自宅に帰っての学習の中でタブレットで見ると、そういう環境は進めていくべきだと思います。地域資料の電子化のほうは、ちゃんと進んでるんですかというのが2番目の質問です。つまり、デジタル化、アーカイブ化を進めておいて、これがどこにいても子どもたちがアクセスできるようにする。これは当然、複数の人間がアクセスできるようにシステムを作るわけですから、これは費用の問題はそんなにかからないし、ぜひ進めていくべきです。

これについての進展状況をお尋ねするのが2番目。3番目、これはちょっと補足の説明なんですけど、先ほど来、私、電子書籍に書き込みをされがち、紙だったら書き込みをされがちだった資料が向いてると申し上げました。それは確かに子どもの問題集だったりするんですが、実はこれは大人の方々が資格を取るための本です。例えば社会保険労務士の資格を取りたいとか、あるいは子育てがひと段落したんであらためて介護士だとか、あるいは保育士などの資格を取りたい。中には、気象予報士の資格を取りたいなんていうシニア層も結構いるんです。こういう方々の勉強になるような資格の本、あるいは問題集、こういったものは確かに電子書籍、私、向いてると思います。最近3年間とか最近5年間の過去問が分かればいいわけなので、それが時間がたったら使われなくなっていく。しかも、書き込みをされる心配が電子書籍であればないという意味合いもあって、これは向いてると思います。

そういうことを、だから子どもさんだけじゃなくて、大人にとっても、このコロナ禍で仕事を失った方々がキャリアアップのために、もっと新しい資格を取りたいという人、すごく多いわけです。そういう人たちの勉強を支える、そういう人たちの学習を支えるという意味では、こういう電子書籍による資格本というのは向いてると思います。この3番目は今、先ほどの発言に対しての捕捉です。初めの2点についてお答えいただければありがたいです。以上です。

会長 ありがとうございます。じゃあ、2点の質問ですけども、いかがでしょうか。

中央図書館長 一点目は、図書館の考え方ですので、私のほうからお答えをさせていただきます。これあくまで予算要求はこうしていくという考え方という、既存の紙の蔵書、図書館の責務でもあるので、現状の資料購入費を減らして電子へ回すという考え方は当然持っていないということで、新たな付加価値、付加サービスとして、紙の蔵書とは別物として電子書籍貸し出しサービス導入の際には予算要求をしていく。最終的な査定はわれわれのほうではできませんが、考え方としては図書館の役割からいっても、当然、そうすべきだと考えております。2点目のほうは、資料係からいいですか。

資料係長 今現在の地域資料の電子化につきましては、先ほど資料 1 の一番下のところに書かせていただきました。歴博で持っている資料の『大鶴巻町』というものを電子化したと、それを試行的にやってみたという段階でございます。

会長 いくつかの記念館がありますよね。記念館のほうの写真とかってというのはやったんじゃないんですか。肖像写真とかってというのは、既に出てますけども。

事務局 漱石山房や林芙美子記念館や、歴史博物館は、それぞれのお持ちの資料を電子化して既にホームページにアップしてらっしゃいます。これからそれらの資料と電子図書館が連携をどのようにしていくか、トータル的に資料を持って、そちらのほうに不足を持っていくかは、まだこれからの検討事項で、今の段階では、ここでこうですとお伝えすることがないです。申し訳ございません。

委員 すみません。例えば、小学校3年生で、私たちの新宿区のように地域を学ぶ社会科の授業の中であると思うんですよ。例えば、私たちの新宿区のようなコンテンツは、本は、もともとは紙の本でできていたものが既にデジタル化されてるんですか。子どもさんたちは今、タブレットで郷土資料、郷土学習のための教材を使っているんでしょうか。

会長 これについては学校教材ですけども、ここに今、分かる方いますか。

委員 いや、別に今すぐに答えなくてもいいですけど、私はそういうもののデジタル化のほうが多分先でしょうと。この公共図書館が入れた電子書籍を子どもさんたちが学習で使うってというのは、あまりにも、さっきのように同時アクセス数の問題もあるんで難しいんです。そういう子どもさんたちが小学校から中学校の過程で、新宿区のいろんなあらゆることを、過去、現在、未来について学ぶための教材作りは、これは急いだほうがいいです。

それでもって、そのための費用が必要なら、図書館振興財団が助成金を出すんですよ。私、その助成金の審査もやっていますが、本当に全国の自治体から、子どもさんの地域学習、郷土

学習のための教材のコンテンツで予算申請が出てきて、かなりの金額が自治体に配分されますから、もし、ぜひ新宿区さんもお考えだったらそれを考えたほうがいいですよ。最低でも 1000 万とか 2000 万というお金が出てきて、それで各地でデジタル化を進めて、総合学習、それから社会科の学習、中には理科だとか国語の授業でも、そういうコンテンツを使ってタブレットでやらせるというようなところが増えてきてますので、お金のことだったら、私は図書館振興財団への助成をお考えになったほうがいいと思います。余計なことでしたけども、アドバイスさせていただきました。以上です。

会長 ありがとうございます。大変いいご意見でありました。では、他にご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員 地域資料の電子化について、実施例としてこの『大鶴巻町』、これが最初みたいなことでしょうか。要は歴博の資料も電子化をしましたということなんですが、新宿の図書館で持っている地域資料の中で、どんなものを、収集の要綱は見ましたが、具体的にどのようなものが蓄積されてるかちょっと分かってないんですけど。例えば、新宿区の図書館が持っている地域資料の中で、これ電子化したら面白いんじゃないかとか、これだったら電子化できそうだなみたいなものって、個人的な見解でも、ざっくりの思い付きでもいいんですが、あるんでしょうか。例えば、どんなものだったら電子化したらいいんじゃない？っていうのが、お考えあるなら少しいいですか。

事務局 ちょうど一つ目が『大鶴巻町』というのお話ししたんですが、実は戸山図書館が実証実験で行ってまして、5年ぐらい前だと思うんですけども、これが2例目です。まだ、その程度で申し訳ございません。もう一つのご質問は、どんなものを電子書籍化したらいいかということでしょうか。

委員 区の図書館で持っている資料で電子化したらいいものはどんなものがあるかと。

事務局 私、担当個人の考えなんですけれども、『地図で見る新宿区の移り変わり』という本を歴史博物館で出しているんですけど、そちらは大変いい本で、もう絶版なんです。ストックとして持っている数も少なく、これが傷んでしまったらどうしようと思っていて、常々、これが電子化できたらなと思っています。ただ、中には歴史博物館が持っていない地図等が含まれていて、著作権法上どうなるのかなというふうに考えているところです。そのように新宿区で出したもので、今も貸し出しや閲覧が多いものを電子化できたらなと思っていますので、新宿区が著作権を持っているもので出来たらなと考えています。

委員 そういう資料をぜひ、予算を付けていただいて、どんどんやっていただければいいな

と。何年か前に1例、今年1例みたいな話じゃなくて、もうちょっとスピードを上げてやってもらったらいいんじゃないかなと。それはお話あったように、小中学生の方の地域学習にすごく役に立つものですので、よろしくをお願いします。

会長 このターゲットというところは、なかなかまとまらないわけですけども。これはきょうで終わりという議論ではございませんので、今後、議論を深めていきたいと思います。それから、あとは収集方針というところ、どういうものを電子化するのか、あるいは電子書籍として提供するのかっていう部分ですけども、そういうところも議論をしていただくということになると思います。どうぞ。

副会長 すみません。議論の時間のないところ、私のほうからもひと言、申し上げたいと思います。まず先ほどターゲットのお話ありましたけれども、これまで図書館に来館してこなかった方々にサービスを広げるという観点からすると、もう既に複数の委員からご意見がありました、中学生から高校生向けの資料というものを電子資料で提供するということは、非常に有力なやり方であろうというふうに考えています。具体的に学習参考書なども出ましたけれども、ただ、学習参考書は貸出期間、2週間や3週間の中で、果たして十分に使えるかといった点も検討する必要があるかと思っています。この場合には、図書館はあくまでショーウィンドー的な役割を果たして、実際、その参考書等を使って勉強を進めていくのは、購入などのことを利用者側が考えていく必要が出てくるんじゃないかというふうに思いました。

また、これまでの利用者にサービスを拡充するという観点からすると、絵本などを中心とした児童サービスの観点から電子資料というものの拡充を進めていくということが、一つ方策としてあるように感じます。特にコロナ禍において、一つ懸案としてされましたのは、他の方々がいろいろ読んだ本を自分の子どもに読ませるとのことへの、利用者からの抵抗感などもあったかと思っています。既に紫外線などの殺菌処理等を施すということは、各図書館でご努力いただいておりますけれども、電子図書館であればその点についての懸念というものはないというふうに考えられますので、そうした観点からも。また、GIGA スクールの話などもありましたけれども、新宿区に生まれた子どもさんたちが、小さいうちからこうしたタブレットや電子資料等になじんでいくということは、今後、行政の上でも重要になってくる考え方かと思っていますけれども。

そうした中で図書館において、小さい子に電子資料の形で絵本等を提供するということは、一つ方策としてあり得るのかなというふうに考えました。それから、地域資料の電子化というのは重要な観点だと私も思っております。特に観光課などのホームページ見ますと、新宿区のゆかりの人物などについてご紹介いただいているということ、ちょっと見たことがございます。その中には漱石以外も歴史上の人物で関わってる人たちが出てくるんです。そうした人たちについて、関係資料をデジタル化することによって、学習教材として

使っていただくことも可能ですし、市民の方々、あるいは他県からの人たちの利用ニーズにも応えることができるんじゃないかというふうに考えております。ぜひ、検討をお進めいただければと思っております。

なお1点、追加になりますけれども、きょうの資料の中で、資料2番の前提となっているのが新宿区民35万人ということですが、恐らく電子資料の提供、電子書籍の提供の対象範囲は在住、在勤のかたがたも含まれてくるかと思しますので、その辺りの人数が増減した場合に、この見積もりの費用がどう変わってくるのかも、ぜひ、ご検討いただければと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。区民優先サービスのほうの関係にもなりますので、ちょっと時間的な問題もありますので、区民優先サービスのあり方についてというところの議題の中で、今、この電子書籍の提供の範囲についてということも関わってくるんじゃないかと思しますので、ちょっと議題を移したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。それでは次の資料6のほうです。こちら、説明していただけますでしょうか、これについては。

利用者サービス係長 資料6をご覧ください。区民優先サービスのあり方について、前回もご協議いただきましたけれども、また引き続きご報告と、あとご協議いただきたいところについてご説明します。この区民優先サービスのあり方、優先サービスの導入にあたって、また今までご協議いただいております電子書籍の導入にあたりましては、その利用者自身が区民、在住、在勤、在学であるとか、そういったところの学生ですとか確認が必要となりますので、それにあたりまして、登録要件確認の仕組みというのを考えて、導入を考えております。前回もご意見をいただきましたが、このご意見などを踏まえまして、1番のほう、登録要件確認の仕組みについては、前回以降、このような形で検討をしております。確認の期間については、前回2年ないし3年ということで考えておりましたが、利用者の方の手間等も考慮しまして、3年というところで今、検討しております。

確認方法等につきましては、利用者の方の負担をなるべく少なくするということと、ハードルを下げるということで、何かの登録のときと同じような書類を書いて出していただくということは原則不要としまして、変更がない場合には、登録のときに見せていただいたような保険証ですとか免許証、学生証等の提示で登録の内容の確認を窓口でさせていただきます。それで基本的に確認が終わりというふうなことを考えております。小学生以下については、登録のときと同じように証明書の提示を求めません。いらっしゃったときに書類を、免許証、保険証等をお持ちでないときは、次回お持ちくださいというアナウンスで、最初導入時は3年以内に、いつかの時点でお見せいただければ確認が済んだということで、以後、3年に1度の提示を求めるというふうに考えております。

この開始時期としては来年度、令和4年で10月1日開始を想定しております。令和4年10月から3年後までに確認が終わっていない方については、新たな貸し出しや予約が可能な

くなりますが、見せていただければまた復活するというふうな形で考えております。10月1日開始の2カ月前程度に、広報で周知を考えています。そのような形で、在住、在勤、在学等確認をさせていただきまして、その間に、今の説明では令和5年度に電子書籍の利用というのが区民優先サービスのほぼ確実な内容になってくるかとは思いますが、それ以外に何かこういったものがないんじゃないかというふうなご意見がありましたら、賜りたいと思っております。

別紙でカラーのものがありまして、前回もお配りしましたが、ちょっと内容に更新がありましたので、再度配らせていただきました。新宿区が一番上で、その下が千代田区、千代田区はこれまで黄色い色付け、優先サービスについては最近、色付けなかったんですけども、新たに今度の4月か未所蔵資料のリクエストを在住、在勤、在学に限るという形で優先サービスを開始する予定であるというふうな情報を得ましたので記入しました。今のところ前回も説明しましたが、一番右のところ、定期的な登録要件確認、更新というふうになりますけれども、それを設定してある区については、2年とか3年とかいう年数が入ってきて、新宿区のように白紙のところは、今、そういった更新、定期的な登録内容の確認はしていないというところになります。

この表の左から3番目の、未所蔵資料のリクエストにおける区民優先というのを導入している区が大半というか、過半数になっているところです。資料6に戻りまして、2番の区民優先サービスについて、(3)の優先サービスの内容、そこの上の(2)の優先サービスの対象というところをご協議いただきたいと、思っているところです。今のところ、区としては優先サービスの対象は区内在住、在勤、在学を想定しております。優先サービスの内容としては、先ほどの表でも過半の区が導入しておりますように、未所蔵資料のリクエストを入れたいというふうを考えております。その例としては、電子書籍の下にあります、新刊への予約を区民優先にしている区もありますので例として出しております。説明としては以上です。

会長 ありがとうございます。区民優先サービスのほうの中で、特にこの2の優先サービスの内容について意見、質問等ありましたらお願いいたします。

委員 詳細については、具体的なところは特になんですけど。私、新宿区の外れに住んでいて、中野区の図書館使うことがあるので、周りの区の人、区の条件と割とそろえていただくと。なんか新宿だけ厳しくしてみたいな感じになると、逆襲されたりすると困るので。要は周辺の状況を見ながら、ここは横並びを意識しながらやっていただければなという感じですか。

会長 隣接区ということですね。それについて何か、どうぞ。

利用者サービス係長 新宿区の周りの区が結構厳しくしているほうが逆に多くて。

委員 そうですか。

利用者サービス係長 隣接区の図書館で区民優先制度を導入した際に、その区の図書館を、区の境界に住んでる方で利用していた新宿区民からは、新宿区でも同様の制度を導入してほしいというような要望が増えておりまして。中野区で未所蔵資料のリクエストを区民に限定したのが何年か前だったんですけども、そのころにはそういったご意見も逆にいただいていたました。

委員 逆に、そこら辺を合わせておけばいいかなという。

利用者サービス係長 そうですね。逆に合わせてほしいと、われわれが隣接区を利用して利用できなかったサービスがある、理不尽なという声が、ご意見は複数いただいているところですよ。

会長 隣接区と調整するというような、そういうことで、分かりました。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。区民の方など、質問ありますか。

委員 どうもすみません。新宿区民の方を差し置いて、ちょっと質問させていただいて申し訳ないんですけども。資料6の今の登録要件確認です。これ説明の中にもありましたし、別紙を見ると、23区の中でやってこなかったの新宿と板橋区ぐらいなんですか。もう他の区では既にやってるということですね。

利用者サービス係長 そうですね。この間、導入する区がどんどん増えておりまして、新宿区は残されているという様な状況です。

委員 いや、いいんです。私は申し訳ないです、杉並区に住んで、既に杉並区、これやって、これがスタートした当初に図書館の貸出し、カウンターに行って本を借りようとしたら借りられなくなったんです、その日だけ。だから、そういうトラブルは極力少なくしたほうがいいと思うんです。その意味で、まず1点は、この確認方法のところで、身分証明書として保険証、運転免許証、学生証等となっておりますね。マイナンバーカードは駄目なんですか。

というのは今、行政としては、保険証や運転免許証も、いずれマイナンバーカードにしようかというご時世なので、マイナンバーカードを持ち歩く人はあんまりいないとは思いますが、マイナンバーカードでも対応できるのでしょうか。それが一つ。

それからもう一つは、これの(3)、開始時期のところの説明がいささか分かりにくいと思

うんです。開始時期の説明読むと、令和4年10月1日開始とし、3年間で全ての利用者について登録内容を確認した状態とする。多分、これがいわんとすることは、3年以内で全ての利用者について1回は、この確認方法により確認を済ませておくという意味なんだろうと思うんです。だからちょっと文章表現を直さないと分かりにくい。なぜ、これにこだわるかという、私はこれを怠って、杉並区の場合に、これでいうと、3年たった10月以降に、普通に本を借りようと思って図書館のカウンターに行ったら、あなたは借りられません。そのときに、さっき言った身分証明書を持ってなかったんですよ。というようなことがこれだと起きやすいし、多分、3年後の令和7年の10月に貸し出しの窓口でこの問題が、多分、頻発すると思うんです。

でもって借りられる、借りられないという話になるんで、何というか、つまりこれは、令和5年や令和6年のうちでもいいから確認をしておきなさい、そうしておけば、その時点から3年間は大丈夫ですよという意味ですよ。だから、その間に手続きをするように、この2カ月前に広報等により周知を行うと書いてあるんで、一度、身分証明できるものを持ってきたときに、この3年のうちに確認を済ませておきましょうと、そうすればスムーズに、その後3年間は本が借りられますよというような周知はきちんとなさったほうがいいと思います。私の経験からするとそこがよく分からなかったんで、3年後の10月に貸し出しに行って、カウンターで借りられなくなるという事態に遭いましたので、それを少しでも減らしたほうがいいと思ひまして発言しました。以上です。

会長 ありがとうございます。そういうトラブルということですけど、何かそれについてありますか。どうぞ。

利用者サービス係長 まず1点目のマイナンバーカードは当然、今も最初の登録のときも証明書として使えますし、この更新のときにも使えるものとして上げております。それから2点目の3年後のトラブルですけれども、令和4年10月の前にはホームページやちらし等でかなり、あと広報にも掲載し、こういうことを導入しますのでよろしくお願いしますという形で。その広報の仕方についても文章等、これから、よく利用者に分かりやすいような形を考えていきたいと思っています。

3年後の令和7年に突然、借りられませんというふうになるトラブルにも発展しかねないので、そのような事態は避けたいと思っております、例えば利用者の方がご自分で図書館のホームページから登録内容を確認するときに、そういった、自分はいつまでに確認をしなければいけないというようなものが見えたりですとか、あと窓口でもこまめに声掛けを行ったりですとか、あと3年後に突然借りられないというふうな事態にならないよう、運用を、では次回、お持ちくださいとか、そのようなご案内ができるように考えております。以上です。

会長 ありがとうございます。

委員 すみません。いや、私が言いたいのは、令和 5 年や令和 6 年のうちに済ませたほうが、令和 7 年の 10 月に窓口が混まないんですよ。このやり方だと、令和、3 年後の令和 7 年の 10 月に、みんな身分証明書を持ってきて、窓口でそれをやりだすんですよ。それを避けるには、もっと早くからいったん確認をしておけばいいんですよ。これそういう意味ですよね。

利用者サービス係長 そうです。

委員 だから令和 5 年や令和 6 年でも、自分が身分証明書を持って図書館にたまたま来たときにこの確認をしておけば、令和 7 年の 10 月にカウンターの窓口でそのトラブルが発生しない。あるいは、その手続きをする人がすごく増えてしまうと思うんです。それを避けたらいいんじゃないんですかという意味の提案です。

利用者サービス係長 今年の 10 月以降はこまめに窓口でお声掛けをさせていただいて、こういった制度になりましたので、きょう保険証、お持ちですかとかというようなことは声掛けと、あとポスター等も掲示して、10 月から始まりましたからお願いしますという形で、お声掛け等していきたいと思っております。

会長 よろしいでしょうか。ですから、貸し出しに来たらその場でこうですよといって、ほとんどやってもらえばいいってことですよ。3 年後にやるっていう意味じゃないですよ。

委員 私も区境というか、文京区の水道端図書館が近いんです。水道端によく行ってたんですが、コロナでずっと図書館通いもやめておまして、先日、たまたま行きましたら、もうこのカードは使えませんということで身分証明を提示してくださいといわれて、そのとき何も持ってなかったんです。キャッシュカードは持ってたんですけど、それじゃあ駄目だということで、家まで戻って借りたんですけれども。ぜひ、この広報誌、ホームページ、ポスター等で周知のときに、広報誌も取っていない、見ない方も多いし、ホームページって今、本当にデジタル化とかなっているんですが、まだまだパソコンもスマートフォンも、それからホームページを開くこともできないという方が本当に街中にはたくさんいらっしゃるんです。

ですので、このポスターなんですけど、案外、図書館とか教育委員関係、教育委員会関係のポスターが掲示版には貼られないんです。案外、少ないんです。というのは、いろいろなものが、コミュニティーのものがたくさん来るものですから、多分、お断りになられる方もあるかもしれませんけれども。ぜひ、身近なところで町会の掲示板等をこの変更のときは、区

のコミュニティー課でしょうか、どっかにそのポスターの依頼をして貼っていただくような形で、多くの方に周知していただけたらと思っているんですが、いかがでしょうか。

利用者サービス係長 ありがとうございます。そうですね。広報誌を取ってない、ホームページも見られないという方が大勢いらっしゃるの理解しております。なるべく町会の掲示板等も検討させていただいて、多くの方に知るところとなるように努めたいと思います。

委員 今の広報の話ですけど、一番多分、効果があるのは、本を借りて来た人に返却期限表を挟みますか、新宿区、返却期限表。この本は何月何日までに返してくださいって、あそこに多分、1行か2行足すんです。3年以内に一度、確認の手続きを済ませてくださいみたいなことを、あの返却期限表の中に新たに1行か2行足すのが多分、一番効果的だとは私は思います。それだけです。

会長 ありがとうございます。区民の方、他によろしいですか。この区民優先サービスについてのことで、こういうふうなことになるよということですけども。もっといろんなことをあるのか、それとも、これらはいらぬのかというようなことも、まだあると思うんですけども、いかがでしょうか。特にございませんか、いいですか。よろしいですか。どうぞ。

委員 その確認なんですけれども。例えば、令和4年10月1日開始で、私がまた次の3年間というふうに提示したら、それが個人個人の記録のところに、私がこの10月1日にしたら、じゃあ、次回、3年後の10月1日までにまたするよにという、一人一人のカード情報に全部提示した月日が出て、その3年、3年っていう管理を今度はなさっていくっていうことになるんでしょうか。

利用者サービス係長 そうですね。図書館の利用者情報の中に、その日付が入っていくような形になります。

委員 ちょっと管理する側としては、常に、なんでしょう、期限を自分たちの情報でもって伝えてくださるといいますか。自分が、でも何か、3年後っていうのはこうなんだって認識しているべきものなのか、どうなのかなと思ひまして。

利用者サービス係長 大丈夫です。利用者情報で図書館側が管理します。それで、その期限が切れそうになったときには、職員が見ている端末にポップアップが出るようになります、切れる想定では60日前にはそういったもので、職員が返却貸出しの際にお声掛けをするというふうなことができるようになりますので、その形でやりたいと思っております。

会長 利用者が特に何年何月ということ意識してなくても、図書館側がそういうことを教えてくれるということですね。それでは、他にご意見は何かありますか。

委員 例えば子どもたちって、小学校のときは図書館をよく使うんですけども、それ以降なかなか図書館を使う機会が減ってくるかと思えます。そういう子たちが、もう一度図書館に来たときに、そういう情報がないと貸出しができなくなってしまうというふうなことなんかもあるかと思えますので、学校関係には何か別に周知をすとか、そういう方法を取ったほうがいいのではないかなと、一つ思いました。以上です。

会長 その辺、十分、子どもたちが一番利用するというのであれば非常に重要ですので、お願いしたいと思います。学校から言われると、生徒はすぐにそれに反応しますので、よろしく願いいたします。それでは、さっき電子書籍の利用が、ここに関わってくるということになると、この見積もりが新宿区民の今、人口になってますけども、これがどのように変わっていくのかっていうの、今後、ちょっと検討していただいて、金額に跳ね変わるのかどうかという問題、これ非常に重要なことなので、ぜひそういうところも調査していただければと思います。よろしく願いします。それで、では、この区民優先サービスについては、こういう流れでいくということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、きょうの最後の、これは報告ということになりますけれども、中央図書館開館50周年記念事業案というものですけど、これについてちょっと説明していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

事務局 では、資料7をご覧くださいよろしいでしょうか。こちらに書いてあるとおり、中央図書館は昭和47年の4月18日に、現在は下落合図書館になっているところに開館しました。今年がちょうど50周年に当たりますので、この50周年記念事業を開催しようと思っております。開館したのが4月だったので、本当は4月に式典などができればいいんですけども、ちょっとそれは難しかったので、秋の読書週間に合わせて50周年記念事業を実施したいと考えております。目的としましては、中央図書館の開館50周年を記念して、中央図書館の歴史を地域住民へアピールするとともに、区民に身近な図書館としてのさまざまな取り組みを紹介することで、利用者の拡大を図っていこうと考えております。内容はこちらに記載してある事業を考えておりまして、一つ目が中央図書館の沿革の年表の展示だとか、ちらしの配布、それから移転前の中央図書館と現在の中央図書館の周辺を中心とした写真を区民に公募して収集して、それらを展示する。関連した資料も展示していく。

それから3番目が記念式典と記念品の配布を考えておりまして、式典を開催して、その参加者と来れなかった方にも、先着になるかもしれませんが、図書館に来るときのバックだとか、地場産業を使ったしおりなどを作成して配布したいと考えています。四つ目が読み聞かせのボランティアだったり、去年からたびたび報告させていただいているそらとだいちの

図書館ボランティアによる青空おはなし会など、というようなイベント。それから最後に、まだ仮称なんですけれども、「本が私の手に届くまで」と題した、連続リレー講座を考えてます。

こちらの講座のイメージとしましては、本が図書館の利用者の手に届くまでに、さまざまな方の手によって作られているということや、新宿区内にはたくさんの作家がおり、出版社、印刷事業者があることを知ってもらうということ。その方々の仕事内容を紹介することで、より一層、本に親しみを感じてもらったり、また高校生や大学生にも多く参加していただくような内容を考えておまして、将来の職業選択の一つとしてつなげていければと考えております。資料7の裏面のほうをご覧くださいよろしいでしょうか。こちらの周知についても、先ほど委員の方々からお話がありましたとおり、さまざまな手段を使い、広報していこうと思っております。経費やスケジュールについてはこちらに記載のとおりになっております。説明は以上になります。

会長 スケジュールなんですけども、これ5月からということになってますけども。実際に何かやるのは10月からという、そういうことですね。私のほうでちょっとこれは思ったのは、⑤なんですけども。これ編集者から作家になってるんですけど、作家から編集者じゃないんですか。

事務局 どっちかなと今、思ってるところです。

会長 それからこれって、何かこのときだけやるんでなくて、もっとずっと続けてもいいんじゃないかと、連続講座でやってもいいんじゃないかと思えますけども。この記念事業を機に、これからやるということで、新宿にはたくさんの出版社がありますので、たくさんの出版社の方、いろいろ提案していただいたらいいんじゃないかと思えますし、印刷会社もたくさんありますので、非常に新宿らしい企画になるんじゃないかと思えますけども、そんなふうに思いました。何かこれについて、何かございますでしょうか。もっとこんなことやれとか、そういう意見があれば非常にいいと思えますけども。よろしいですか。

委員 すみません、これは、実施主体は図書館とか教育委員会がおやりになるんですか。つまり、そこに区民の方が参画できるような仕組みはないんでしょうか。実行委員会みたいなものを作って、申し訳ないけども無償で区民の方が、そこに関わって意見を出したり、アイデアを出したりというようなことはお考えではないでしょうか。

中央図書館長 まだ詰め切れているわけではないんですが、実行委員会を作ってイベント的にやるというほどの、ちょっと大々的なものではありませんが、一方では、そらとだいちの図書館ボランティアがおりますので、その中で例えば読み聞かせだけではなくて、校庭の

資源を使って何か楽しいイベントができないかとか、そういうアイデアは、そちらの図書館ボランティアのルートを通じて企画を練り上げていこうかなと思っております。それからまだ、10月実施ということで、図書館運営委員会の委員の皆さまからも何かアイデアがあれば、お寄せいただければ盛り込んでいきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

委員 分かりました。結構です。なるべく区民の方も企画に参画できるような仕組みをお考えいただいたほうが良いなと思いました。結構です。ありがとうございました。

委員 ちょっとよろしいでしょうか。教育機関の中に、新宿区立障害者福祉センターも入れていただきましてありがとうございます。多分、そらとだいちの図書館ボランティアで参加している者が連携しながらやっていくことになるかと思っておりますのでよろしくお願いたします。1点、先ほど来から、電子コンテンツ化をして資料を残していったほうが良いというような、さまざまな方からの意見があったように、この50周年記念事業で行う資料、作成した資料なども電子コンテンツ化して、多くの区民の方々に視聴ができるような形にしていくということも、一つの手ではないかと思っておりますので、ご検討のほどよろしくお願いたします。

会長 ありがとうございます。大変いい提言ですけれども、そういうようなことはお考えなんでしょうか、これについては。

中央図書館長 できるだけ、今、貴重なご提言をいただきましたので、例えば最初はPDF化する程度かもしれませんが、図書館ホームページなどでも、事前にもご案内しますが、終わった後もぜひ広く区民の方には、区民に限らず、図書館に関心のある方にご覧いただけるように考えていきたいと思っております。

会長 例えばこのリレー講座をYouTubeで流すとか、そういうようなこと最初に、その話す人に了解を取っておけばできますけれども、いろんなやり方ができるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ、いろいろ考えていただければと思います。では、これできょうの報告事項となりまして、ありがとうございます。それから最後に次回の予定ですけれども、次回の予定として、ありますか、何か。

事務局 次回は6月を予定しております。日程についてはまた別途、ご連絡いたしますが、前にもちょっと希望があるかどうかということをご確認したんですけれども、夜間などの希望とかそういうのってございますでしょうか。

会長 夜間って何時のことをいうんでしょうか。

事務局 図書館、10時まで開いてますけど、7時から9時とか、6時から8時とかその辺り。それよりも今、設定している午前中ではなく午後が良いというようなご要望。去年、前期かもしれないですけど、子育て中なので、平日の午前中のほうがいいですというようなお話もあったりしてるんですがいかがでしょうか。

会長 区民の方はどうでしょう。午前中のほうが都合がいいということですか。

委員 私は、それよりも早く教えていただけると会社に有休を申請しやすいので、そちらのほうが。

事務局 分かりました。じゃあ、日程について、日程と時間帯については来年度4月、6月にやる時も午前中ということによろしいでしょうか。では、日程が決まりましたら、早急にお知らせいたしますので、そちらでよろしいでしょうか。以上になります。

会長 それでは、きょうはちょうどの時間になりました。寒い中、ご出席いただきましてありがとうございました。もうすぐ桜も咲いてしまうようなことでもありますので、いい季節になりますけれども、まだコロナもはやっておりますので、ぜひ、お気を付けください。皆さまどうもお疲れさまでした。ありがとうございます。

(了)